

# 一般社団法人なにわフードバンクしっかり食べや

## 会費規約

(目的)

**第1条** この規約は、定款第7条の規定に基づき、一般社団法人なにわフードバンク  
しっかり食べや（以下「この法人」という。）の会費の納入に関し定めるものとする。

(会費)

**第2条** 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

団体（法人）正会員	一口10万円、	一口以上
個人賛助会員	一口千円、	一口以上
団体（法人）賛助会員	一口1万円、	一口以上

(会費の納期)

**第3条** 会員は、毎事業年度、9月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、年額100万円以上（10口以上）の会費を納入する団体（法人）正会員にあっては、納期の変更又は分割納入を申し出ることができる。

(中途入会の会費及び納期)

**第4条** 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、年額の全額とする。  
2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

(会費の用途)

**第5条** 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

**第6条** この規約の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

1 この規約は、令和7年4月23日から施行する。